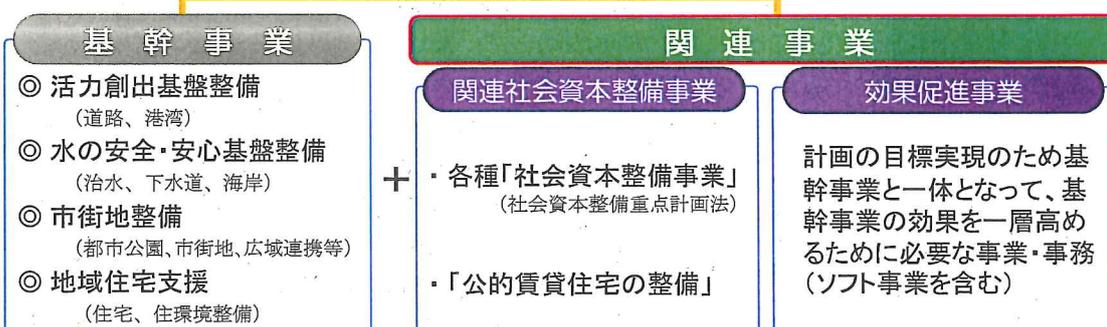


○社会資本整備総合交付金

[概要・特長]

- ・社会資本整備に係る個別補助金を原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設
- ・地方公共団体は、地域が抱える政策課題を踏まえ、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成
- ・基幹となる社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を一体的に実施可能
- ・国は交付金を計画に対して一括交付、個別事業箇所への配分は地方公共団体の自由裁量
- ・計画期間の終了後に、地方公共団体が自ら事後評価を実施し、公表

社会資本総合整備計画に掲げる政策目標の達成



[活用事例]

① 東南海・南海地震及び異常気象時に備えた安全・安心の確保【和歌山県】

【基幹事業】



【関連事業】



② 萩・長門・美祢地域の「歴史」と「自然」を活かす、まちづくり

【山口県・山口県長門市】

【基幹事業】

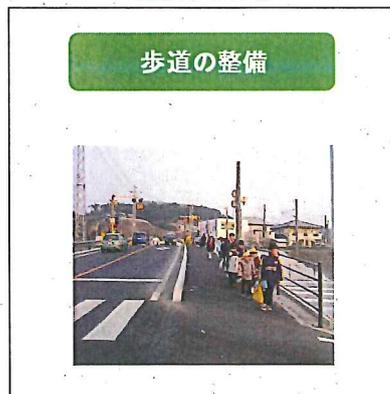


【関連事業】



③ 歩行者・自転車利用者が安全に通行できる環境整備【富山県・富山県高岡市】

【基幹事業】



【関連事業】



※写真はいずれも整備イメージ

「地域の自主性を確立するための戦略的交付金（地域自主戦略交付金）」（仮称）

地域の自由裁量を拡大するため、「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、一括交付金を創設する。

このため、第一段階として、投資補助金を所管するすべての府省が平成23年度から、投資補助金の一括交付金化に取り組む。

○ 規模（投資関係）

都道府県分・市町村分をあわせて1兆円強（初年度はその半分程度か）

※ 都道府県分は23年度から、市町村分（政令市を含む）は年度間の予算額の変動性を勘案し、24年度から導入。

○ 制度の概要

「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を参考とし、以下のとおりとする。

- ・ 各府省の枠にとらわれずに使えるようにする。
- ・ 箇所付け等の国の事前関与を廃止し、事後チェックを重視。
- ・ 客観的指標に基づく恣意性のない配分の導入（条件不利地域等に配慮した仕組みを設ける）。
- ・ 一括交付金化の対象となる事業の範囲で、自由に事業を選択。ただし、事業規模等の必要な要件を設ける。

○ 継続事業等の取扱い

当面は、客観的指標だけでなく、継続事業が実施できる配分とするとともに、交付率、地域特例（補助率かさ上げ）、地方財政措置を継続する。

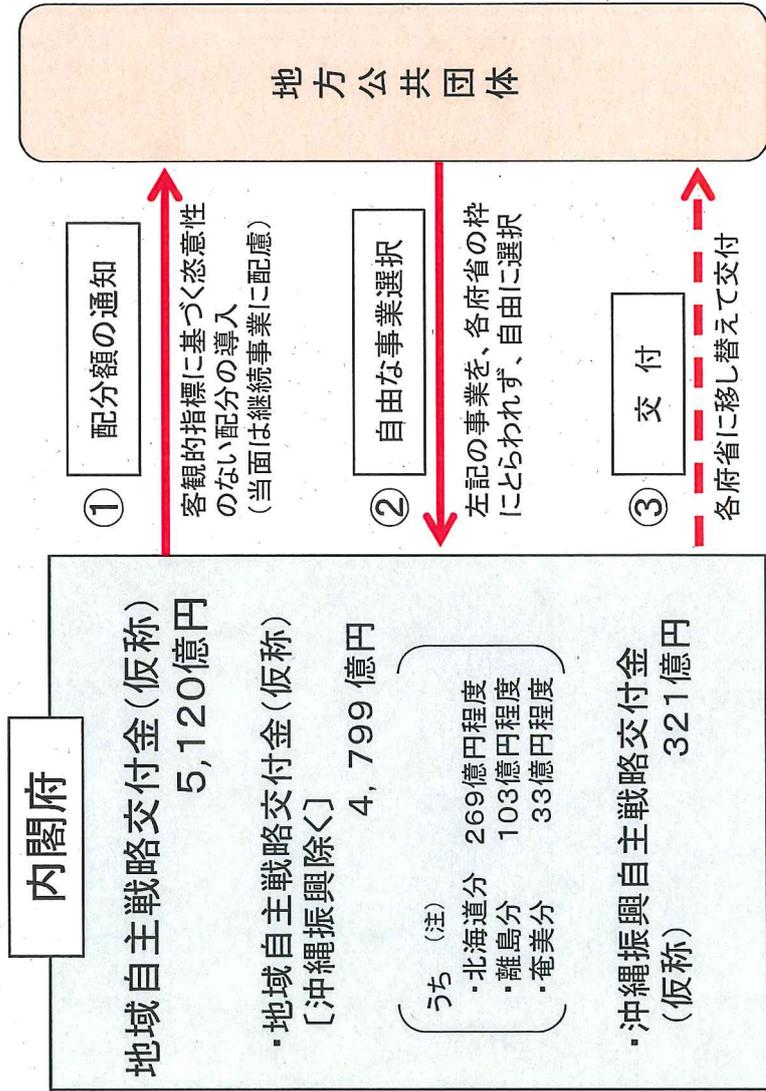
地域自主戦略交付金（仮称） 5,120億円

- 「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」(仮称)を創設。
- 平成23年度は、第一段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施。

<対象事業>

- ・社会資本整備総合交付金の一部 (国土交通省)
- ・農山漁村地域整備交付金の一部 (農林水産省)
- ・水道施設整備費補助 (厚生労働省)
- ・交通安全施設整備費補助金の一部 (警察庁)
- ・学校施設環境改善交付金の一部 (文部科学省)
- ・工業用水道事業費補助 (経済産業省)
- ・自然環境整備交付金の一部 (環境省)
- ・環境保全施設整備費補助金 (環境省)
- ・消防防災施設整備費補助金 (総務省)

<スキーム>



(注)金額は配分予定額の一部。使途は、他地域と同様、地域自主戦略交付金の対象事業の全てである。

地域主権の確立に向けた取組（一括交付金への対応等）

社会資本整備総合交付金の一部について、「地域自主戦略交付金（仮称）」に移行するとともに、同交付金の抜本的見直しにより、地方の自由度・使い勝手の更なる向上を図る。また、維持管理に係る直轄負担金は全廃する。

1. 一括交付金化への対応

平成23年度より投資補助金を一括交付金化することに伴い、社会資本整備総合交付金の都道府県分のうち、年度間、地域間の変動・偏在が小さい事業等について「地域自主戦略交付金（仮称）」に移行し、社会資本整備総合交付金を政策目的達成のため計画的に実施すべき事業等に重点化する。

また、社会資本整備総合交付金の現行の4分野（活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備、地域住宅支援）を統合することにより、より一層柔軟な予算流用を可能にするなど、地方の自由度・使い勝手の更なる向上を図る。

